

消費税軽減税率制度説明会のご案内

みどり市商工会では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

消費税の軽減税率制度は、令和元年10月1日から消費税率10%への引上げと同時に実施されます。

軽減税率対象品目を取り扱う消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

開催日時

令和元年9月19日（木）14時00分～15時30分

開催場所

みどり市商工会館 2階大会議室（みどり市大間々町大間々1549）

講師

桐生税務署 統括国税調査官 茂木克行 氏

お申込み記入欄

FAX 0277-72-2588

| | | |
|-------|-----|-----|
| 事業所名 | | |
| 参加者氏名 | | |
| ① | ② | |
| ③ | ④ | |
| 住所 〒 | | |
| 業種 | TEL | FAX |

お問い合わせ先：TEL 0277-73-6611（経営指導員：堀川）